

長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例

Q&A

Q 道路等における喫煙とは、どんな行為ですか？

A 道路、公園、その他屋外の公共の場所で、歩きながらや自転車・バイクに乗りながらの喫煙行為、吸い殻入れを携帯していない時の喫煙のことをいいます。また、この行為は火傷や火災の危険性があることから禁止しています。

Q なぜ道路等における喫煙はいけないの？

A たばこの火の温度は700度以上あり、非常に危険です。たばこの火が周りの人の身体や衣類・カバンなどにあたり、火傷など重大な事故につながりかねません。また、たばこの火の不始末は、火災にもつながります。

マナーを守るそんなあなたでいてね！

Q この条例の目的は？

A この条例は、「きれいなまちの実現と誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを目指す」ため、「ごみのポイ捨て」、「飼い犬のふんの放置」、「歩きながらの喫煙」などを禁止しています。一人一人が心がけ、皆が気持ちよく暮らせるよう、マナーを守りましょう。

Q 道路等における喫煙の対象に、加熱式たばこや電子たばこは含まれますか？

A 加熱式たばこや電子たばこは、火を使わないため、火傷や火災の危険性が低いことから禁止行為に含めていません。しかし、火のついたたばこと見分けがつかず、誤解を招く恐れがあるため、歩行喫煙は、しないようにご配慮ください。



喫煙される方のマナー、心づかいにより、たばこを吸う人、吸わない人が共存できる社会の実現をめざしましょう。

